

〇〇〇町内会自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇〇町内会自主防災会規約〇〇条に基づき防災活動に必要な事項を定め、もって、水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること。
- ② 防災知識の普及・啓発に関すること。
- ③ 地域の災害危険箇所等の把握に関すること。
- ④ 防災訓練に関すること。
- ⑤ 情報の収集伝達に関すること。
- ⑥ 水防活動、出火防止及び初期消火に関すること。
- ⑦ 救出・救護に関すること。
- ⑧ 避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること。
- ⑨ 給食・給水に関すること。
- ⑩ 避難行動要支援者対策に関すること。
- ⑪ 他組織との連携に関すること。
- ⑫ 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

1. 組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【■図1－〇〇〇町内会自主防災会組織図のとおり】

2. 災害警戒（対策）本部の設置

気象警報の発令や災害発生のおそれが高まったとき、また避難準備情報などが発令された場合、会長、副会長、各班長は、自主的に〇〇〇に集まり、災害警戒（対策）本部を設置し、情報の収集を行う。

- 風水害は、気象警報発令以後、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発令されたとき。
- 地震の場合、震度5弱以上が発表されたとき

3. 災害発生時の活動概要

区 分	災害発生時の主な活動
総務情報班 (災害対策本部)	<p>■ 会長、副会長及び各班長が集まり、対策本部を設置して情報収集を行い、災害拡大の防止に努める。</p> <p>① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定</p> <p>② 災害情報の収集、地域住民への伝達</p> <p>③ 地域住民の安否情報等の集約</p> <p>④ 各班の活動状況の把握と記録</p> <p>⑤ 市などの防災機関への連絡と連携</p>
水防消火班	<p>■ 迅速に土のう積みや初期消火活動を行い、災害の拡大を防ぐ。</p> <p>① 風水害時の土のう積みなどの水防活動</p> <p>② 地震時の初期消火活動</p> <p>③ 地震発生後、ガス・電気の切断を住民に周知</p>
救出救護班	<p>■ 大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、自分たちができる応急手当や救助を行う。</p> <p>① 危険箇所のパトロール</p> <p>② 道路冠水時、ボート等を使用した救出活動</p> <p>③ 倒壊家屋の下敷きになった人の救出</p> <p>④ 負傷者の応急手当の実施及び搬送</p>
避難誘導班	<p>■ 地域住民の安否確認を行うとともに、安全に避難を誘導する。</p> <p>① 避難行動要支援者の避難誘導、避難支援</p> <p>② 地域住民の安否確認、避難誘導</p> <p>③ 避難誘導後の防犯活動</p>
避難所班	<p>■ 避難所の開設や運営に対し、主体的に協力する。</p> <p>① 市が行う避難所開設の協力や自発的な開設作業</p> <p>② 避難者の適切な対応による受入れ</p> <p>③ 避難所運営の協力や主体的な運営</p>
給食給水班	<p>■ 救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食料で炊き出しを行う。</p> <p>① 自主防災等災害対応従事者への炊き出し</p> <p>② 避難者への食料や飲料水の調達、調理、配給</p> <p>③ 避難所での炊き出し</p>

4

防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

1. 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 風水害、土砂災害、地震、火災等についての知識に関すること。
- ③ 早期避難行動に関すること。

- ④ 各家庭における防災上の留意事項（家具転倒防止など）に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 地震発生後 72 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑦ 食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑧ その他防災に関すること。

2. 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター、防災マップ等の配布
- ② 防災知識普及・啓発用 CD の回覧
- ③ 防災研修会・座談会の開催
- ④ パネル等の展示

3. 実施の時期

火災予防運動期間、防災の日など防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

期 間 等	防災関係諸行事
3 月 1 日～7 日	●春の火災予防週間
8 月 30 日～9 月 5 日	●防災週間
9 月 1 日	●防災の日
11 月 9 日～15 日	●秋の火災予防週間

【豆知識】

■大正 12 年（1923 年）9 月 1 日の午前 11 時 58 分、震度 7 の大地震が関東地方を襲い、142,807 名の尊い人命を失いました。「防災の日」は、これを教訓として、国民の防災知識の啓発や災害への備えの充実強化を目的に、昭和 35 年に閣議決定されました。

5 地域の災害危険箇所などの把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

●把握する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険区域） ② 地域の防災施設、設備 ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
●把握の方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 市地域防災計画、防災ガイドブック、防災ハザードマップ ② 研修会、懇談会、講演会などの開催 ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

風水害や土砂災害、地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防、消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

1. 防災訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

- (1) 個別訓練
 - ① 情報収集・伝達訓練
 - ② 水防・消火訓練
 - ③ 救出・救護訓練

防災訓練は成功を目指して行う必要はありません。
訓練を行うことで初めて地区の課題などが明らかになります。訓練を行うことに意義があります。

- ④ 避難・誘導訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- (2) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

- (3) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

- (4) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

※訓練実施計画の作成において、市総務課防災係がアドバイスします。

2. 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

3. 訓練の時期

訓練は、火災予防週間や防災週間、防災月間の実施を予定する。

訓練の回数は、自主防災会で検討・調整し実施する。

7 情報の収集・伝達

気象情報や災害の被害状況などを正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

1. 情報の収集・伝達

総務情報班は、気象情報や地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関などが提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関に伝達する。

特に、芦別市は広大な市域を有しているため、局地的な集中豪雨など異常気象の発生が十分に予想されるため、その情報を防災関係機関に連絡する。

2. 情報収集・伝達の方法

- 情報収集：テレビ・ラジオ・インターネット・防災メールなど
- 情報伝達：電話・訪問など

8 水防活動、出火防止及び初期消火活動

1. 水防活動

水防消火班は、風水害時、河川の氾濫や内水浸水による被害を防止するため、消防団・分団などの防災関係機関に協力し、土のう積みなどの水防活動を行う。

また、地域にある用水路などを巡視し、流水障害となる廃棄物は必要に応じて除去するなど、未然防止活動を行う。

2. 出火防止及び初期消火活動

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品（灯油タンク、携帯ガスなど）の保管状況

- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の点検・設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

3. 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂の各家庭への配備

9 救出・救護

1. 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。
この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

2. 医療機関への連絡

救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 市立芦別病院
- ② ○○○医院

3. 防災関係機関の出動要請

救出救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又はおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。

1. 避難行動要支援者の支援

自主防災会会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、避難誘導班及び避難行動要支援者の支援者に対し、避難行動要支援者への避難行動の支援を指示する。

2. 避難誘導の指示

自主防災会会長は、市長が避難指示及び勧告を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し地域住民の避難誘導の指示を行う。

3. 避難誘導

避難誘導班は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難場所、避難所に避難誘導する。

4. 避難所の開設、管理・運営

災害時の避難所の開設、管理・運営については、芦別市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

1. 給食の実施

給食給水班は、市から配布された食料、地域内の家庭から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

2. 給水の実施

給食給水班は、市から提供された飲料水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者マップ等の作成

市から情報提供された避難行動要支援者名簿（登録名簿）に基づき、災害時の迅速な避難行動支援のため、災害弱者（避難行動要支援者）マップを作成し、定期的に更新する。

2. 平常時における見守り体制の促進

平常時から、避難行動要支援者に対する声かけ運動を実施するなど、見守り活動を行う。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ヘルメット等
水防用	防雨シート、スコップ、シルハシ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、一輪車、鉄パイプ、角材等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、リヤカー
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、投光機、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食給水用	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等